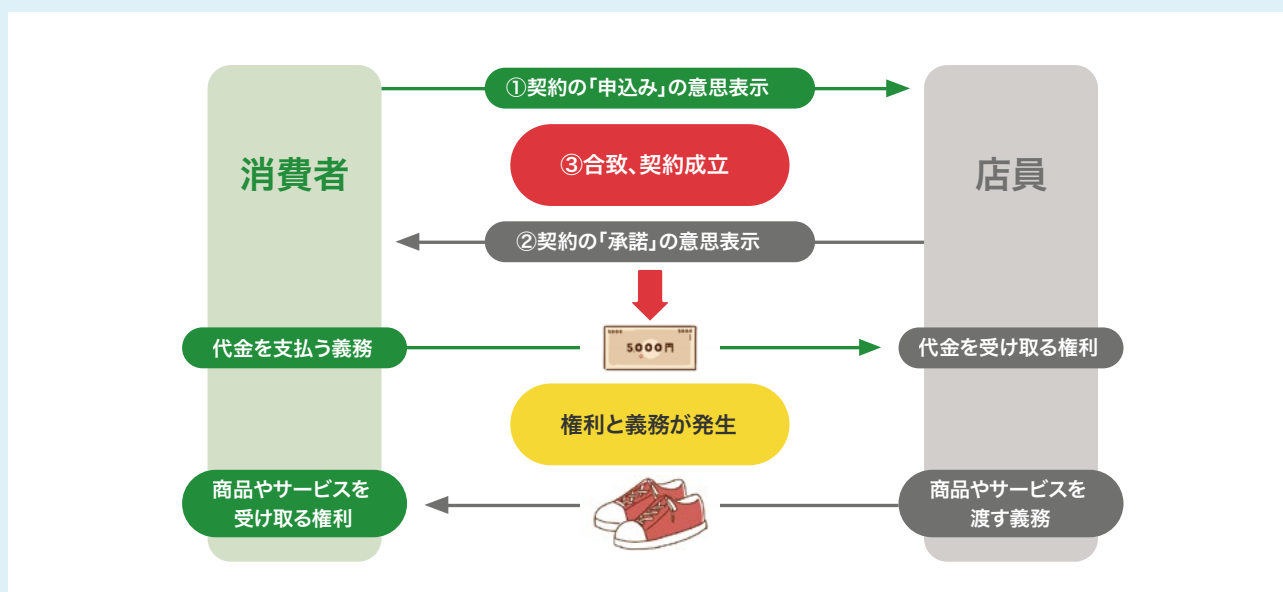


3. 契約成立に伴う権利と義務

(1) 契約の成立

契約は、申込みの意思表示と承諾の意思表示が合致することで成立します。

例えば、店舗でのスニーカーの売買契約の場合、お店側の「このスニーカーを売ります」という意思表示と、顧客側の「このスニーカーを買います」という意思表示とが合致することで契約が成立することになります。契約というと、契約書という書面で取り交わすことをまずはイメージすると思いますが、必ずしも書面に限るものではなく、口頭でも成立しますし、もっと言うと、口頭でハッキリ言わなくてもお互いの態度・行動で意思の合致が明確に読み取ればそれでも成立することがあります。先ほどのスニーカーの購入の例をとっても、実際の買い物の場面では、お店側が商品を店頭に陳列し、顧客側が商品を手にとってレジに持って行く、というそれぞれの行動が申込みと承諾の意思表示を体現していることとなります。そして、その場で顧客がお店にお金を払い（お店は顧客からお金を受け取ることができ）、お店が顧客にスニーカーを渡す（顧客はお店からスニーカーを受け取ることができ）という行為は、成立した契約に基づく権利・義務をそれぞれが行使・履行している場面ということになります。



(2) 契約の拘束力

このように、契約は一旦成立すると、当事者の間に法的な権利と義務とを発生させることになり、お互いそれに拘束されます(契約の拘束力)。そのため、一方が理由なく契約を破棄することは許されません。契約は、お互いによって守られなければならないというルールにより、安心な社会を形成しているからです。

契約相手が契約に基づく義務を果たしてくれなかった場合、その他方当事者は、裁判所に自身の権利の実現を求めて裁判(民事訴訟)を起こすことができます。例えば、消費者が商品代金を払わなかった場合、事業者は、民事訴訟で消費者に代金を支払うよう求め、裁判所は、事業者の言い分どおりであると判断すれば、消費者に対して代金の支払いを命ずる判決を出すこととなります。仮に、このような判決が出たにもかかわらず、消費者が代金を支払わずに事態を放っておいた場合、事業者は、消費者の預金などの財産を強制的に差し押さえて代金を回収することができます。契約に基づく義務を怠って放置をすると、権利者によって強制的に取り立てられてしまう場合もあるということです。

(3) 未成年者による契約について

ア 成年年齢と未成年者取消権について

民法では、18歳からが成年と定められています。以前は、成年年齢は20歳と定められていたのですが、令和4年4月1日施行の改正民法により成年年齢が18歳に引き下げられました。

そして、民法の定めにより、未成年者が契約などの法律行為をするには法定代理人（親権者などのこと）の同意を得なければならないとされており、同意を得ずにした法律行為は、後から取り消すことができます。これを、「未成年者取消権」と言います。未成年者は、社会経験、知識の不足などから判断能力が未熟である可能性があるため、未成年者保護の観点から一人で法律行為をする能力が制限されているものです。

ただし、未成年者であっても、次の行為は法定代理人の同意を得ずに行うことができます。

- ① 単に権利を得たり、義務を免れたりする行為
- ② 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産について、その目的の範囲内で処分する行為
- ③ 法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産を処分する行為 など

このうち①は、通常未成年者に不利益がないため、単独で有効に行うことができますとされています。また、親から買う物を指定されてその代金を託されて買い物をする行為（②に該当）や、お小遣いの範囲内で学用品や雑貨を購入する行為（③に該当）については、いずれも未成年者であっても単独で契約することができ、後から未成年者取消権により取り消すことはできません。

イ インターネット通信販売で契約相手が未成年者と分からないまま販売した場合はどうなるの？

未成年者による契約の場合に、原則として親権者の同意を得なければならないことは、インターネット通信販売の場合も同様です。したがって、例えば、未成年者が親権者の同意を得ないままに、インターネット通信販売で高額商品の購入をした場合（上記の例外類型にも当てはまらない場合）は、未成年者取消権によりその契約を取り消すことができます。

もっとも、未成年者が、18歳以上の成年であるとか親権者の同意を得ていると積極的に装ったために、契約相手が勘違いして取引をした場合には、注意が必要です。その行為の具体的状況によっては、未成年者取消権が使えなくなる場合があります。民法では、行為能力があることを信じさせるために「詐術」（相手を誤解させるために詐欺的な手段をとること、といった意味です。）を用いたときは、その行為を取り消すことができない、と定めているからです。

他方で、事業者側が、サイトの利用規約などで「未成年者が本商品を購入した場合、保護者の同意を得ているとみなします」と定めていただけでは、そのサイトの利用について、未成年者取消権を失わせることはできないと考えられます。このような規約のあるサイトで注文をしたからといって、未成年者が「詐術」を用いたとまではいえないためです。

高校生の皆さんの中で、未成年の方が契約をする場合には、法定代理人の了解をとって行うようにしましょう。契約をした後に、トラブルとなってしまった場合は、未成年者取消権が使える可能性がありますので、諦めずにはまず消費生活センターに相談するのがよいでしょう。

